

亀山市告示第67号

亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱（平成30年亀山市告示第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「移住者のうち、工事完了後1月以内に転入届を提出する者」に改め、同項各号を削り、同条第4項第5号中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同条第6項第4号を削る。

第12条第1項第1号中「第4条第1項第1号又は第2号に該当する者として補助金の交付を受けた者が、」を削り、「5年」を「10年」に改める。

第13条中「5年」を「10年」に改める。

別表第1中「転入後に交付申請を行う場合は、市外に居住していたことを証明する書類（住民票の除票の写し等）及び転入を証明する書類（住民票の写し等）」を削り、同表所有者がリフォームを行う場合にあつては、移住者との契約書の写し等の項を削る。

別表第2中「転入後に交付申請を行った者は不要」及び「及び不動産売買契約書」を削る。

様式第2号中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。